

農村地域工業等導入促進法に定める農村地域要件の緩和等特例措置について**〔問題意識〕**

農村地域工業等導入促進法は、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者の工業等への就業促進、農業構造改革の推進により、農業と工業等との均衡ある発展、雇用構造の高度化に資することを目的としたものである。同法においては、人口 20 万人以上の市、人口 10 万人以上の都市のうち、人口増加率又は製造業等就業者率が全国値に比べ高い市、のいずれかを満たす場合には、適用対象から除外される。

全国的に市町村合併が進展する中、農村地域要件からはずれ、税制上の優遇措置を受けられなくなった地方自治体が、特区・規制改革集中受付制度へ要望書を提出するなど、同法における農村地域要件の緩和等特例措置を求める声は、依然後を絶たない状況である。

（鳥取県鳥取市（平成 16 年合併）新潟県上越市（平成 17 年合併）佐賀県佐賀市（平成 17 年合併）宮崎県都城市（平成 18 年合併）など、当方把握レベルで 4 市存在。）

一般的に農村・山村・過疎地を多く含む市町村が合併し、昔の「村」が「市」になっても中心市に力がなければ「村」であることに変わりなく、人口減少や高齢化の進展などにより、更に過疎化が進むことも少なくない。現在の農村地域要件で言えば、製造業等就業者率や人口伸び率に関し、合併前であれば、この値が全国よりも低い市と、全国よりも高い町村、双方が同法の適用対象となるにもかかわらず、合併に伴い、双方が適用対象から除外されるという事例も発生しうる。また、合併時の市の状況を、5 年ごとの国勢調査結果で判断することについても、調査結果の公表時期が近づく中で同法の適用を検討している場合、農村地域適用の境界線近辺に並ぶ合併市にとっては、その調査結果によって農村地域要件の適否が左右されることとなる。

同法の基本的な考えは、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」ことにあると理解しているが、市町村合併時の同法適用の判断にあたっては、法律制定時からの時代変化を鑑みるとともに、市町村合併が進んだ実情にあわせて、農村地域要件の見直しを改めて検討する必要があるのではないかと考える。同法に定める農村地域要件の緩和等特例措置を講ずることについて、以下質問事項に対する貴省の見解をお伺いしたい。

〔質問事項〕

質問：人口 20 万人以上の市、人口 10 万人以上の都市のうち、人口増加率又は製造業等就業者率が全国値に比べ高い市、のいずれかを満たす場合には、農工法の適用対象から除外するとされている根拠について

質問：農工法上の農村地域要件の適用単位について、「市」という単位ではなく、もう少し小さい単位（例：「町・地区」）で新たに設けることについて

また、農村地域要件の適用基準については、第一次産業所得の増減や第一次産業人口の割合、人口密度等、地域の実情に応じた要件を新たに設けることについて

質問 : 合併前には、合併市町村全域で同法の適用を受けられたにもかかわらず、合併の結果、人口増加率、製造業等就業者率の高い市等と判断されたケースにおいては、次回の国勢調査結果が確定するまでの間に限り、合併後も引き続き同法の適用を受けられる経過措置を講じることについて

以 上